

生活文化常任委員会次第

令和元年6月20日（木）午前10時
於 大 会 議 室

1 開 会

2 あいさつ

- (1) 正副委員長
- (2) 市理事者 …………… 和田副市長

3 市民生活局（文化・スポーツ室、産業振興室、環境室）、農業委員会関係

(1) 委員及び市理事者自己紹介

- ① 委員 ② 市民生活局長 ③ 市民生活局（文化・スポーツ室、産業振興室、環境室） ④ 農業委員会事務局

(2) 議 事

① 所管事務報告

- ア 市民生活局（文化・スポーツ室、産業振興室、環境室）
- イ 農業委員会事務局

…………… 令和元年度 所管事務報告書 参照

② 付託された議案の審査

議案（5件）

議案第10号 明石市地方卸売市場業務条例の一部を改正する条例制定のこと

※資料参照 …………… 上田 産業振興室長兼産業政策課長

議案第14号 令和元年度明石市一般会計補正予算（第1号）〔分割付託分〕

※資料参照 …………… 野瀬 プレミアム商品券担当課長

議案第16号 明石クリーンセンター焼却施設プラント設備保全工事請負契約のこと

※資料参照 …………… 田中 新ごみ処理施設建設準備担当課長

議案第17号 明石クリーンセンター破碎選別施設プラント設備保全工事請負契約のこと

※資料参照 …………… 田中 新ごみ処理施設建設準備担当課長

議案第18号 訴えの提起のこと

※資料参照 …………… 田中 新ごみ処理施設建設準備担当課長

③ 報告事項（2件）

ア 明石市立市民会館等の次期指定管理者候補者の選定について

※資料参照 …………… 藤本 文化振興課長

イ 豊かな海づくりに向けた取組について

※資料参照 …………… 福井 農水産課長

④ その他

……………（理事者入れ替え）……………

4 市民生活局（市民生活室、市民協働推進室、あかし総合窓口・市民センター）関係

(1) 市理事者自己紹介

① 市民生活局（市民生活室、市民協働推進室、あかし総合窓口・市民センター）

(2) 議 事

① 所管事務報告

市民生活局（市民生活室、市民協働推進室、あかし総合窓口・市民センター）
…………… 令和元年度 所管事務報告書 参照

② 付託された議案の審査

議案（2件）

議案第7号 明石市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定のこと

※資料参照 …………… 高浜 国民健康保険課長

議案第8号 明石市葬祭事業条例の一部を改正する条例制定のこと
※資料参照 …… 合田 次長(斎場担当)兼斎場管理センター所長

③ 報告事項（1件）

ア 後期高齢者医療保険料 均等割の軽減特例見直しについて

※資料参照 …………… 山口 市民生活室長兼長寿医療課長

④ その他

5 閉会中の所管事務調査事項

- (1) 戸籍及び住民基本台帳について
- (2) 国民健康保険及び後期高齢者医療保険について
- (3) 葬祭事業について
- (4) コミュニティ及び人権推進について
- (5) 男女共同参画及び生涯学習について
- (6) 文化芸術、国際交流、文化財保護及びスポーツについて
- (7) 商工業及び農水産業について
- (8) 天文科学館について
- (9) 環境衛生及び環境保全について
- (10) 動物愛護について

6 閉 会

以 上

議案第10号関連資料
明石市地方卸売市場業務条例の一部を改正する条例について

1 改正の目的

消費税増税に伴い、条例の一部を改正しようとするもの。

2 改正の概要

(1) 税率表記の廃止

市場内の取引の中で軽減税率対象商品と対象外商品が混在していること、今後想定される消費税率の変更に条例改正をせずに対応できるようにするため、条文中に消費税率の記載を廃止する。

(2) 使用料表の金額を内税表記から外税表記に変更

今後想定される消費税率の変更に条例改正をすることなく対応できるようにするため、使用料表の金額を内税表記から外税表記に変更する。

別表第4（第66条関係）

種別	金額	金額	備考
	改正	現行	
卸売業者市場使用料	卸売金額の1,000分の3.5及び卸売場の面積1平方メートル 1月につき <u>382円</u>	卸売金額の1,000分の3.5及び卸売場の面積1平方メートル 1月につき <u>412円</u>	
仲卸業者市場使用料	第47条第2項の許可又は承認を受けて買い入れた生鮮食料品等の <u>売上金額から消費税相当額を控除した額</u> の1,000分の3.5及び仲卸売場の面積1平方メートル 1月につき <u>1,360円</u>	第47条第2項の許可又は承認を受けて買い入れた生鮮食料品等の <u>売上金額（消費税額及び地方消費税額を含む。）</u> の1,000分の3.5及び仲卸売場の面積1平方メートル 1月につき <u>1,468円</u>	
関連事業者売場使用料	1平方メートル1月につき <u>2,000円</u>	1平方メートル1月につき <u>2,160円</u>	
事務所使用料	1平方メートル1月につき <u>1,750円</u>	1平方メートル1月につき <u>1,889円</u>	
会議室使用料	1室 1日につき <u>2,400円</u>	1室 1日につき <u>2,592円</u>	
看板設置場所使用料	1平方メートル1月につき <u>399円</u>	1平方メートル1月につき <u>430円</u>	
(略)			

3 施行期日

令和元年10月1日

議案第14号関連資料 明石市プレミアム付商品券事業について
（令和元年度明石市一般会計補正予算（第1号））

1 事業の趣旨・目的

消費税・地方消費税の10%への引上げが低所得者・子育て世帯の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起・下支えすることを目的として、プレミアム付商品券の販売を行う。

※ 実施にかかる経費は国が全額補助

2 プレミアム付商品券事業の概要

項目	内容
事業主体	明石市及び明石市プレミアム付商品券発行委員会 (構成団体：明石商工会議所、明石市商店街連合会)
商品券の種類	1冊 500円 × 10枚 (5,000円分を4,000円で販売)
プレミアム率	20%
購入対象者 及び 購入限度額	① 2019年度住民税非課税者（基準日：2019年1月1日） 券面額2.5万円（5冊分、販売額：2万円） 想定数 約48,000人 ② 子育て世帯主（2016年4月2日から2019年9月30日までの間に生まれた子が属する世帯の世帯主） 券面額2.5万円（5冊分、販売額：2万円）×3歳未満の子の数 想定数 約10,000人
発行数 (想定最大値)	上記①対象者想定数（48,000人）×5冊 = 240,000冊 上記②対象者想定数（10,000人）×5冊 = 50,000冊 計 290,000冊
発行総額 (想定最大値)	1,450百万円（プレミアム補助額：290百万円）
販売方法	購入引換券 ^(※) を提示したものに販売（上限5冊まで） 平日は市内郵便局、土日祝日は市内公共施設等に販売所を設置予定
取扱店舗	市内店舗を幅広く対象として商品券発行委員会が募集
商品券換金	金融機関を通じて随時換金
商品券使用時期	2019年10月から2020年2月（予定）

※ 購入対象者が限定されるため市が対象要件を満たしたものに対して購入引換券を別途発送する。

3 スケジュール

年月	スケジュール
2019年 4月～	事務作業補助を委託する事業者等の選定・調整、 対象者リスト作成・管理システムの構築等
7月～	非課税者分個別PR、広報等で周知、取扱店舗募集
8月～	購入希望申請受付、審査（申請受付は12月頃まで実施）
9月～	購入引換券発送
10月～	商品券販売、商品券の使用（2020年2月まで）

議案第16号 関連資料

明石クリーンセンター焼却施設プラント設備保全工事請負契約
について

1 事業の概要

今回実施するプラント設備保全工事は焼却施設の機械設備の保全工事です。

明石クリーンセンターは、供用開始後21年目を迎え経年劣化が著しい状況です。劣化状況や効率的な保全工事の実施を考慮し、施設の保全計画を策定しており、今回の保全工事についても、計画に基づいた補修を行い、施設の能力と信頼性の回復を図るものです。

2 工事の内訳

種別	設備	工事内容	工事費
焼却施設プラント設備 保全工事	灰出し灰固形化設備	灰押し出し装置	21,554,000円
	排ガス処理設備	バグフィルタ 排ガス処理用空気圧縮機	152,410,000円
	余熱利用設備	蒸気タービン	48,097,000円
	電気計装設備	データログシステム	31,203,000円
	建築電気設備	中央監視装置 自動制御盤シーケンサユニット	80,456,000円
	合計		333,720,000円

3 工事期間

契約締結の翌日から2020年(令和2年)3月10日まで

4 入札結果(2019年(令和元年)5月9日開札)

(1) 落札者 住友重機械エンバイロメント株式会社大阪支店

大阪市北区中之島2丁目3番33号

支店長 菊池 友清

- (2) 落札金額 333,720,000円(税込)
- (3) 予定価格 344,567,999円(税込)
- (4) 落札率 96.85%
- (5) 入札参加者数 1者

議案第17号 関連資料

明石クリーンセンター破砕選別施設プラント設備保全工事請負契約 について

1 事業の概要

今回実施するプラント設備保全工事は破砕選別施設の機械設備の保全工事です。

明石クリーンセンターは、供用開始後21年目を迎え経年劣化が著しい状況です。劣化状況や効率的な保全工事の実施を考慮し、施設の保全計画を策定しており、今回の保全工事についても、計画に基づいた補修を行い、施設の能力と信頼性の回復を図るものです。

2 工事の内訳

種別	設備	工事内容	工事費(参考)
破砕選別施設 プラント設備 保全工事	受入供給設備	ごみクレーン 破袋・集袋機	48,014,000円
	排出設備	コンベア	32,374,000円
	選別設備	びん自動選別機	30,834,000円
	搬出設備	鉄類圧縮装置 アルミ類圧縮装置	18,740,000円
	電気設備	高圧コンデンサ 盤・440V動力変圧 器盤	53,638,000円
	合計		183,600,000円

3 工事期間

契約締結の翌日から2020年(令和2年)3月10日まで

4 入札結果(2019年(令和元年)5月9日開札)

(1) 落札者 川崎重工業株式会社 神戸工場

神戸市中央区東川崎町3丁目1番1号

神戸工場事務所長 奥谷 能久

- (2) 落札金額 183,600,000円(税込)
- (3) 予定価格 192,254,999円(税込)
- (4) 落札率 95.50%
- 入札参加者数 1者

議案第18号 関連資料

明石クリーンセンターアルミ成形品売買代金等支払請求訴訟の提起について

1 訴訟の概要について

明石クリーンセンターで発生する「リサイクル資源(アルミ成形品)」の売買契約を締結し、アルミ成形品を引き取ったにも関わらず、納付期限(平成31年2月27日)までに売買代金を支払わない相手方に対し、売買代金及び遅延損害金の支払いを求めるものです。

(1) 相手方

たつの市揖保川町正條379番地

株式会社イボキン 代表取締役 高橋 克実

(2) 請求金額

① 売買代金(平成31年1月分)

1,871,424円

② 遅延損害金

上記1,871,424円に対する平成31年2月28日から支払い済みまで年5分の割合による遅延損害金

(3) 契約内容

契約期間 平成31年1月1日から平成31年3月31日

契約単価 アルミ成形品 10kg 当たり 1,200円(税抜)

2 訴訟提起に至る経緯について

(1) 相手方は本件入札前に、現場説明会に参加し、アルミ成形品を検分の上で入札し契約した。平成31年1月に14,440kgのアルミ成形品を引取り後、異物(ペットボトル)が現場説明会するときよりも多く混入していることを主張し、業務続行不能届を提出したため、契約解除に至った。

(2) アルミ成形品の品質は本件売買契約で合意していたにも関わらず、相手方は、アルミ成形品に異物等が混入していること及び品質改善を約束したのに改善されなかったことを理由に市の債務不履行を主張し、売買代金の支払いを拒否している。本件紛争の早期解決を目指し当事者間で交渉したものの、双方の見解の相違が著しく、これ以上の交渉による解決は困難と判断したため、本件訴訟を提起するものです。

明石市立市民会館等の次期指定管理者候補者の選定について

1 取組方針

令和2年3月末に指定管理者の指定期間満了を迎える明石市立市民会館等（市民会館、西部市民会館、市民ホール、中崎公会堂）について、市民サービスの向上と施設の効率的な運営を図るため、指定管理者による管理運営を継続し、次のとおり次期指定管理者候補者の選定を行うものとする。

(1) 対象施設

明石市立市民会館、西部市民会館、市民ホール、中崎公会堂の4施設

(2) 選定方法

指定管理者の選定にあたっては、民間企業のノウハウ等の導入により、更なる市民サービスの向上と経費の削減等が期待できるため、公募により指定管理者を募集するものとし、選定委員会を設置して指定管理者候補者を選定する。

(3) 公募における施設単位

4施設一括管理とする。

(4) 指定期間

継続性、安定性を高め、事業の中長期的な展開を可能とすることで、文化芸術に関する事業の充実、市民サービスの向上や施設の効率的な運営を図るため、5年間とする。

(5) 利用料金制

施設の利用促進により使用料収入の増加が図れるなど、指定管理者の自立的な経営努力が期待できることから、引き続き利用料金制を採用する。

2 選定スケジュール

時期	内容
令和 元年 7 月	選定委員会の設置、第1回選定委員会（外部評価・募集要項の検討）
令和 元年 8 月	募集要項の公表・募集・説明会の開催
令和 元年 9 月～10 月	第2回選定委員会（指定管理者候補者の書類審査） 第3回選定委員会（指定管理者候補者の面接審査・候補者の推薦）
令和 元年 11 月	候補者の選定、選定結果の通知
令和 元年 12 月	指定議案の提出 指定の通知及び告示
令和 2 年 1 月～3 月	基本協定・年度協定の締結 事務引継ぎ（現・指定管理者⇒次期・指定管理者）
令和 2 年 4 月	次期・指定管理者による管理運営業務の開始

豊かな海づくりに向けた取組について

本市は世界最長の吊り橋が架かる明石海峡に面し、海産物に恵まれた「海のまち」として全国的に知られており、豊かな海はまちの大きな魅力です。

とりわけ、タコ・タイ・ノリは、国内だけでなく海外ブランドとしても有名であるとともに、市民がわがまち明石を誇りに思い、地域への愛着を深める「あかしのたからもの」となっています。

また、国際社会全体で取り組む持続可能な開発目標であるSDGsの目標の一つに、海洋と海洋資源の保全を目指す「海の豊かさを守る」が掲げられており、明石の恵まれた海を守り、未来の子ども達に引き継ぐことは、本市のSDGsの理念に沿った、持続可能なまちづくりの柱の一つとなるものです。

については、将来にわたり、市民が自然の恵みを享受できるとともに、まちの賑わいの維持・拡大や市民のまちへの愛着の醸成が図られるよう、市民や漁業者、国・県などと連携しながら、豊かな海づくりに向けた取組を一層推進していきます。

1. 明石の海の現状

明石の水産業において、マダイやマダコ、イカナゴは全国的なブランドであり、重要な漁業資源です。しかし、近年は漁獲量が大きく変動・減少しており、特に昨年夏には、マダコの漁獲量が前年の約4割に落ち込むなど、記録的不漁が大きな問題となっています。

漁獲量減少の主な原因としては、窒素、リン等の栄養塩量の減少と考えられており、栄養塩量の回復が豊かな海づくりに向けた大きな課題となっています。

【参考】マダコ漁獲量の推移



2. 豊かな海づくりの取組

(1) 水産資源の保全

① 栄養塩量の増加

- ・海やため池の底に堆積した栄養塩を循環させるため、漁業者、農業者と連携して、かいぼりやため池からの一斉放流、海底耕耘などに取り組んでいます。
- ・陸域から海域へ栄養塩の円滑な循環を推進するため、2008年度から下水処理施設から排出される処理水中の窒素濃度を、規制の範囲内で増加させる栄養塩管理運転を試行しています。また、今年度中を目途に、兵庫県が排水基準の緩和を行う方針を示していることから、本市も県と連携しながら、更なる取組を検討してまいります。

② 稚魚の放流

- 水産資源の保護と育成意識の醸成のため、明石市地先の沿岸海域に適した魚種を種苗生産施設から調達し、明石市漁業組合連合会と連携しながら稚魚放流に取り組んでいます (単位:尾)

	メバル	マコガレイ	ヒラメ	マダイ	ギョハタ	計
2016年	4,000	10,000	15,000	6,500	8,500	44,000
2017年	6,000	7,500	16,500	7,800	5,000	42,800
2018年	4,900	7,500	18,000	6,750	5,000	42,150

③ ふるさと納税「臨時応援プラン」の創設

- マダコの記録的不漁を受けて、2018年12月から2019年3月までの期間限定で、ふるさと納税の使途に「明石ダコの保護」を設定し、全国から寄付を募りました。
- 3月末までに466件、10,158,668円の寄付が集まり、大きな反響があったことから、今年度も応援プランを継続し、マダコの保護に取り組んでいきます。

< 寄付金の活用例 >

- 産卵用たこつぼの追加購入 (4,300個)
- マダコ啓発用パンフレットの製作
- マダコ保護啓発動画の作成

(2) 海や海岸の環境保全

- ウミガメも上陸する美しい砂浜など、美しい海岸を守るため、市民と協働による清掃活動を引き続き推進していきます。
- 川などを通じて海に流れ込む、海洋プラスチックごみの削減の観点からも、事業者と連携したレジ袋削減の取組を一層推進していきます。

(3) 明石製品のブランド化や海外販路の拡大

- 海外における明石製品のブランド力向上を目指して、販路拡大を進める卸売市場などと連携し、東南アジアを中心に食材や食文化の普及に努めており、とりわけタイ王国では、明石ダイなど水産物の持続的な取引につながっています。
- 国内における取り組みは、明石ノリや明石ダコをテーマに、漁協など関係団体などと連携して市内でイベントを開催し、情報発信に努めています。

(4) 水産物を生かした食育や地産地消の推進

- 学校給食において、タコやノリなどの地元水産品の活用に努め、地産地消を推進するとともに、食文化の継承を図ります。
- 本年、市制施行100周年を記念し、タイなどを使用した給食を提供することで、子ども達のまちへの愛着を深めます。

(5) 全国豊かな海づくり大会の誘致

- 水産資源の保護や漁業振興などを目的とする、「全国豊かな海づくり大会」の2021年兵庫県開催が決定しました。「豊かな海を守る」取組に対する機運の醸成を図るため、県と連携しながら、明石市開催について取組を進めていきます。

【参考】大会の概要（先催県の事例）

- 天皇皇后両陛下ご臨席のもと、式典行事・会場歓迎放流行事を開催
 - 【式典行事】水産団体表彰、最優秀作文の発表、漁業者メッセージ、大会決議
 - 【海上歓迎・放流行事】稚魚御放流、漁船パレード

議案第7号関連資料
明石市国民健康保険条例の一部改正について

1 目的

本条例に規定する保険料の基礎賦課限度額（高所得者層にかかる保険料負担の上限額）について、国民健康保険法施行令（以下「政令」という。）の基準が61万円となっているところ、現在は7万円下回っていることから、これを4万円引き上げて58万円とすることで、中間所得者層の保険料負担の緩和を図るとともに政令の基準との格差を3万円に是正しようとするものです。

また、低所得者に対する保険料減額措置に係る所得判定基準について、これまでその対象であった者が物価上昇の影響により対象から外れることのないよう、政令が改正されていることから、政令を基準として定める本条例の一部を改正しようとするものです。

2 概要

(1)保険料の基礎賦課限度額の引き上げ

平成30年度の改正では、固定資産税から計算する『資産割額』の廃止による保険料率の見直し（所得から計算する『所得割額』の引き上げ）に伴う高所得者層への激変緩和措置として基礎賦課限度額を据置いたため、政令の基準との格差が発生しました。

令和元年度はこれを4万円引き上げることで格差を3万円に縮めるものです。

	平成29年度	平成30年度	令和元年度(改正)
本条例	54万円	54万円(前年度から据置)	58万円(前年度の+4万円)
政令	54万円	58万円(前年度の+4万円)	61万円(前年度の+3万円)
格差	なし	-4万円	-3万円

(2)低所得者に対する保険料減額措置に係る所得判定基準の緩和

政令の基準に合わせて、5割及び2割減額措置に係る所得判定基準※を緩和します。

(7) 5割減額措置に係る所得判定基準の緩和

平成30年度	令和元年度(改正)
33万円+(27.5万円×被保険者数)	33万円+(28万円×被保険者数)

(4) 2割減額措置に係る所得判定基準の緩和

平成30年度	令和元年度(改正)
33万円+(50万円×被保険者数)	33万円+(51万円×被保険者数)

※世帯主及び被保険者の前年中所得の合計額が上記基準額を下回る場合に均等割及び平等割にかかる保険料が7割・5割・2割の3段階で減額される仕組みです。

※所得判定基準は平成26年度以降、6年連続で緩和されています。

3 影響

(1)保険料の基礎賦課限度額の引き上げによる影響

①対象世帯数（見込み）

約 700 世帯（世帯主及び被保険者の前年中所得の合計額が 700 万円を超える高所得者層が主な対象）

②保険料影響額（見込み）

全体で約 2,600 万円の増加

(2)低所得者に対する保険料減額措置に係る所得判定基準の緩和による影響

①対象世帯数

原則、対象世帯の拡大はありません。（所得判定基準を緩和する目的は、経済動向を踏まえ、物価上昇の影響によりこれまで減額措置に該当していた世帯が対象から外れないようにするものです。）

減額措置の該当の有無	世帯数
該当する世帯	2.3 万世帯 (うち、7 割減額 1.2 万世帯)
	(うち、5 割減額 0.6 万世帯)
	(うち、2 割減額 0.5 万世帯)
該当しない世帯	1.6 万世帯
合計（全ての世帯）	3.9 万世帯

②保険料影響額（見込み）

①と同様の理由により、原則、影響はありません。

なお、減額措置に伴う保険料の減収分は基盤安定交付金により措置されるため、財政運営上の問題が生じることはありません。

4 施行期日

公布の日

5 その他

(1)保険料の基礎賦課限度額の引き上げについて

①県下の状況

県下の大半の市町の基礎賦課限度額は政令の基準に準拠しています。

県下市町	平成 30 年度	令和元年度（改正）
明石市、赤穂市	54 万円	58 万円
その他の 39 市町	58 万円	61 万円

②明石市国民健康保険運営協議会での答申

平成 31 年 1 月 30 日に開催した平成 30 年度第 2 回明石市国民健康保険運営協議会へ諮問し、令和元年度の基礎賦課限度額を 58 万円に改正する旨の最終答申を得ています。

(2)低所得者に対する保険料減額措置に係る所得判定基準の緩和について

県下の全市町が政令の基準に準拠した改正を行います。

議案第8号関連資料

明石市葬祭事業条例の一部を改正する条例制定のこと

1 目的

「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」により消費税法等が改正され、消費税率及び地方消費税率の合計が令和元年10月1日から10%に引き上げられることに伴い、条例の一部を改正します。

2 概要

葬祭式場使用料及び霊きゆう自動車使用料を次のとおり改めます。

また、利用者の利便性に配慮する観点から、利用者が当施設を利用する際の消費税相当額を含む支払総額が一目で分かるようにするため、これまでの改正と同様、内税での料金表示とします。

(1) 葬祭式場使用料

区分	単位	使用料(円)			
		現行		改正	
		市民	市民以外	市民	市民以外
第1式場	24時間以内	432,000	648,000	440,000	660,000
第1式場 (間仕切)	24時間以内	288,000	432,000	293,300	440,000
第2式場	24時間以内	288,000	432,000	293,300	440,000
第3式場	24時間以内	114,000	171,000	116,100	174,200
第4式場	24時間以内	30,900	102,900	31,400	104,800
霊安室	1室24時間 につき	3,100	5,100	3,100	5,200

(2) 霊きゆう自動車使用料

運行距離	使用料(円)			
	現行		改正	
	霊きゆう用 特別自動車	霊きゆう用 普通自動車	霊きゆう用 特別自動車	霊きゆう用 普通自動車
10kmまで	20,600	14,500	21,000	14,800
20kmまで	25,600	18,000	26,100	18,300
30kmまで	30,700	21,600	31,200	22,000
40kmまで	35,700	25,100	36,400	25,600
50kmまで	40,700	28,600	41,500	29,100

3 施行期日

令和元年10月1日

後期高齢者医療保険料 均等割の軽減特例見直しについて

1 経緯

後期高齢者医療保険制度における保険料の均等割額に係る低所得者への軽減については、所得に応じて7割軽減、5割軽減、2割軽減の3つの段階が法令で規定されています。そのうち7割軽減の人には、制度開始当初から激変緩和措置として9割軽減または8.5割軽減とする特例が暫定的に設けられていましたが、本年10月に予定されている消費税率の10%への改定に合わせてこの特例が見直され、今年度から本則の7割軽減に戻ります。

この特例軽減の見直しについては、国の社会保障制度改革推進本部が「低所得者に対する介護保険料軽減の拡充や年金生活者支援給付金の支給とあわせて実施する」と2016年12月に決定していたもので、本年10月の消費増税に合わせてこれらの社会保障制度が始まることに伴い、本則の軽減割合が適用されるものです。

2 見直し内容

9割軽減及び8.5割軽減の対象者は、本年10月から7割軽減となります。ただし8.5割軽減の人は、年金生活者支援給付金の支給対象ではないこと等を踏まえ、激変緩和の観点から、本年10月から1年間に限り、負担増となる所要額について特例的に補填が行われます。

① 9割軽減対象者（約9,600人）

年度	2018年度	2019年度		2020年度～
	4月～3月	4月～9月	10月～3月	4月～
軽減割合	9割軽減	9割軽減	7割軽減	7割軽減
(年間)	(9割軽減)	(8割軽減)		(7割軽減)
保険料年額	4,885円	9,771円		14,656円

② 8.5割軽減対象者（約6,200人）※所得割額を除く

年度	2018年度	2019年度		2020年度		2021年度～
	4月～3月	4月～9月	10月～3月	4月～9月	10月～3月	4月～
軽減割合	8.5割軽減	8.5割軽減	7割軽減 (特例補填で 8.5割軽減)	7割軽減 (特例補填で 8.5割軽減)	7割軽減	7割軽減
(年間)	(8.5割軽減)	(8.5割軽減)		(7.75割軽減)		(7割軽減)
保険料年額	7,328円	7,328円		10,992円		14,656円

※2020年度に保険料の見直しが見込まれるため、現行の額で計算しています。

3 周知方法

保険料通知の際のリーフレット、広報紙、ホームページ等

<参考>

- ・介護保険料（明石市）の軽減額

世帯全員が非課税の場合、保険料段階に応じて年額3,000円～10,000円程度

- ・年金生活者支援給付金の支給額

世帯全員が非課税で年金が約78万円以下の場合、基準額 年間60,000円

（保険料納付期間等により増減あり）